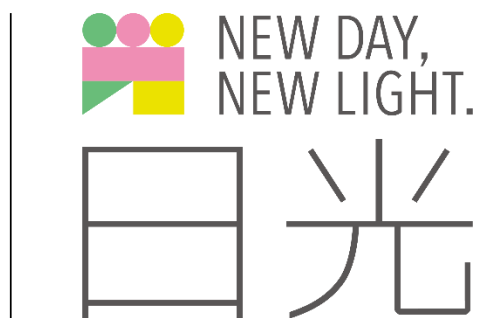


入湯税特別徴収の手引



1. はじめに

入湯税の特別徴収業務につきまして、日頃からご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

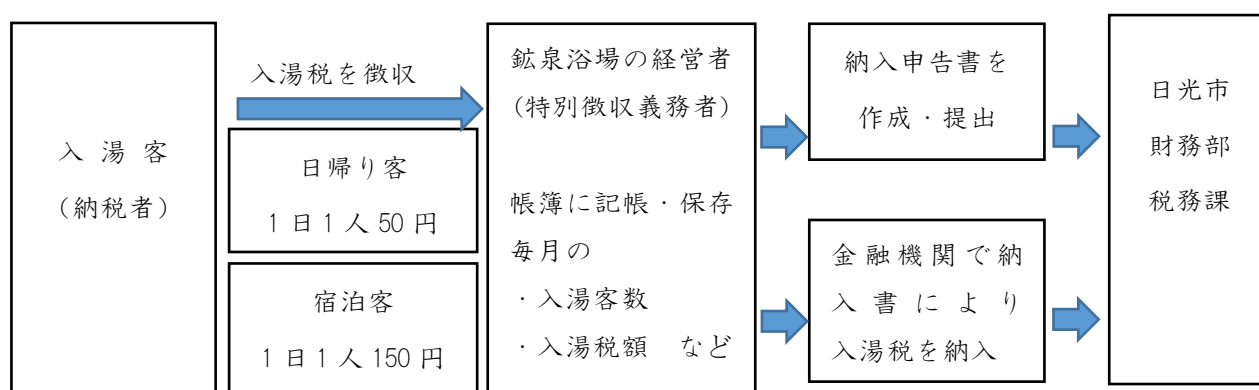
鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引をご覧いただくことにより、入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただければ幸いです。

2. 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設のせ整備を含む）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税するものです。

入湯税徴収については、特別徴収の方法によらなければならないとされています。日光市においては、鉱泉浴場の経営者は特別徴収義務者として、入湯客から入湯税を徴収し、毎月末までに、前月分の納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入しなければなりません。

3. 入湯税納入の流れ



令和5年10月16日から地方税共同機構（eLTAX）による入湯税の電子申告・納付ができるようになりました。これまでの申告書の郵送・持参、金融機関での納付の手続きをインターネットで行うことができます。

詳しくは、eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp> 又は、別紙のチラシをご覧ください。（なお、日光市は現在、宿泊税の課税はしていません。）

4. 納税義務者

市内の鉱泉浴場において入湯した入湯客です。パンフレットやHP等で事前周知、予約時又は会計時に入湯税の課税及び税額の案内をします。

 「鉱泉浴場」とは「原則として温泉法にいう温泉を利用する浴場」をいうもので、「温泉」とは、「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされていますが、「それに類するもので社会通念上鉱泉浴場とみとめられるもの」も含みます。

 温泉を外から運んでいる、いわゆる「運び湯」による温泉利用施設も入湯税の課税の対象となります。

5. 課税免除

次のいずれかに該当する場合は、入湯税の課税が免除されます。

(1) 年齢12歳未満の者

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入浴する者

 「共同浴場」とは「寮、社宅、療養所等に付設され日常の利用に供されるもの」を言います。

 「一般公衆浴場」とは、地域住民の日常生活にいて保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令の規定に基づき入浴料金が指定されているいわゆる「銭湯」のほか、老人福祉センターの浴場等をいいます。

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（専門学校、大学を除く）中等教育学校及び特別支援学校が教育活動の一環として実施する行事並びに修学旅行に参加する児童・生徒で教職員が引率した者及び児童・生徒を引率する教職員。

・対象行事：修学旅行、林間学校、スキー・スケート教室等

6. 税率

同一の鉱泉浴場であれば入浴回数は問いませんが、同日に複数の鉱泉浴場において入浴する場合は、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税の対象となります。

- (1) 宿 泊：1人1泊について 150円
- (2) 日帰り：1人について 50円

7. 特別徴収義務者

入湯税の徴収は「特別徴収」によることとされています。「特別徴収」とは「地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税金を納入させること」と定義されています。

(1) 経営の申告

日光市においては鉱泉浴場の経営者が指定を受けその徴収義務者を負うことから、経営を開始するとき、又は経営内容に変更があったときは、直ちにその旨を申告しなければなりません。

 開業届：経営を開始する日の前日までに提出してください。複数の鉱泉浴場の経営を開始する場合は、その都度提出してください。

 変更届：経営者（個人事業）鉱泉浴場施設の所在地その他申告事項に変更がある場合に提出してください。

 休業届：冬期間や改修等に伴い休業する場合に提出してください。休業期間が不確定等の理由で提出が困難な場合は、毎月の納入申告書を0で申告していただく形も可とします。

 廃業届：鉱泉浴場の経営者が変更になる場合で、変更前と変更後の経営者が同一とみなされない関係のときは、変更前経営者は本届を、変更ご経営者は開業届を提出してください。

(2) 帳簿の記載

特別徴収義務者は、毎日の入浴者数入場料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければなりません。帳簿書類は質問検査等の際に検査の対象としますので、適切に記入及び保存

してください。なお市税条例上保存義務は1年間とされていますが、所得税や法人税等の国税における規定に準じ可能な限り5年は保存いただきますようお願いいたします。

8. 特別徴収の手続

(1) 納入申告書の提出

-  毎月納期限までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を税務課市民税係（又は、各行政センター、地区センター及び出張所でも可）へ提出してください。
-  郵便、又はFAXにより提出された場合は、郵便物の日付印、FAXの受信日により表示された日に提出があったものとみなします。なお、控えに受付印を要する場合は返信用の切手付封筒を同封してください。
-  提出期限後に納入申告書の提出があった場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いいたします。（日光市税条例第148条）

(2) 延滞金の割合（令和6年中）

-  延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合。ただし、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%の割合）

- | | |
|-----------------------|-------|
| ① 納期限の翌日から1か月を経過する日まで | 2. 4% |
| ② ①の翌日以降 | 8. 7% |

※上記以前の延滞金の割合については、日光市ホームページ等でご確認ください。

9. 実地調査

特別徴収義務者に対し、法第701条の5に基づき、必要に応じ実地調査を行います。該当する特別徴収義務者には別途ご案内いたしますので、ご協力をお願いいたします。

令和6年2月発行

日光市 財務部 税務課 市民税係

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地

電話：0288-21-5113 FAX：0288-21-5128